

《手続きの手順》

住宅を無償で貸与する者（以下「所有者等」という。）は、住宅登録申込書を県に提出する。

県は、申込み内容を確認し住宅台帳に登録するとともに、所有者等に登録したことを通知する。

県は、台帳に登録した住宅の情報を県HP等で公表する。

被災者は、県HPの閲覧等によって善意の住宅の情報を入手する。

公表された善意の住宅の利用を希望する被災者（以下「利用希望者」という。）は、利用申込書を県に提出する。

利用できる被災者

- ・市町村が発行する罹災証明書を有する者（申請時点で有していない場合は、後日提出）
- ・福島県に居住している者（原子力発電事故関連地区）

県は、利用申込み内容を確認し所有者等に対し申込みがあったことを連絡する。必要な場合は善意の住宅の現地確認を行う。

県は、所有者等の承諾を得て、利用希望者に所有者等の連絡先を知らせる。

利用希望者と所有者等とは、住宅の使用貸借に関する交渉、契約を直接行う。

（県は利用希望者と所有者等との交渉・契約、入居後のトラブルに関与しない。）

使用貸借が成立した場合、所有者等は、住宅登録削除届出書を県に提出する。

県は、届出内容を確認し、住宅台帳から削除する。

利用希望者の入居開始

入居情報を訪問相談チームに引き継ぎ、円滑な生活支援に繋げる。